

No.17 2002年9月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第17回淀川部会の内容……………P.1
- 第17回淀川部会の説明資料より抜粋……………P.7
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年7月31日(水) 第17回淀川部会が行われました。



【大阪会館にて】

第17回淀川部会 委員リスト

2002.7.31現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	財団法人 山階鳥類研究所 所長	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第17回淀川部会の内容

第17回淀川部会では、今後の部会のスケジュールについて議論が行われたあと、委員会ワーキンググループ(WG)についての報告が行われました。その後、河川管理者より木津川の治水に関する説明が行われ、委員との意見交換が行われました。

第17回淀川部会(2002.7.31開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時:2002年7月31日(水) 13:30~16:45

場 所:大阪会館 Aホール

参加者数:委員16名(うち1名は部会長の要請により参加)、河川管理者20名、委員傍聴者1名、一般傍聴者144名

1 決定事項

- ・淀川部会としての現地対話集会を、8月28日(水)、9月7日(土)、9月20日(金)に開催する。
- ・次回第18回淀川部会は、9月24日(火)13:30~16:30に開催する。第14回委員会(9/12)に提出される最終提言の素案をもとに、第15回委員会(10/24)に向けて、淀川部会としての提案内容を検討する予定。

2 審議の概要

委員会およびWGからの報告

資料1-1「委員会および他部会の状況」、資料1-3「今後の流域委員会の進め方について」をもとに、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われ、流域委員会としての最終アウトプットや検討スケジュール、委員会と部会の役割分担について確認された。

今後の淀川部会の進め方について

資料2-1「今後の淀川部会の進め方について」を用いて、最終提言や原案審議に向けた部会の作業スケジュールが説明された。

河川管理者との意見交換

資料3「木津川筋の治水の考え方(たたき台)」を用いて、河川管理者より説明が行われ、委員と河川管理者の間で、壊滅的被害の考え方や治水対策の優先度を中心とした意見交換が行われた。

一般意見聴取の会（現地対話集会）について

資料4「淀川部会による現地対話集会（案）」のとおり、第1回（洪水防御、防災）を八幡市、第2回（高水敷利用及び環境・水質・生態系）を枚方市、第3回（水需要管理）を京都市で開催することが了承された。開催日は上記「1. 決定事項」のとおり。

また、現地でじかに対話する機会を設けて欲しいという木津川流域の首長等の要望が、河川管理者より伝えられた。

一般からの意見聴取

一般傍聴者3名から「現地対話集会の招聘予定者に偏りがみられる」「河川レンジャーの考え方に賛成」などの発言がなされた。

3. 主な意見

< 河川管理者からの説明と意見交換 >

河川管理者より、資料3「木津川筋の治水の考え方（たたき台）」を用いて説明と問題提起が行われ、壊滅的被害の考え方や治水対策の優先度を中心とした意見交換が行われた。

[河川管理者からの説明要旨:木津川筋の治水の考え方]

中間とりまとめの共通認識

- ・壊滅的被害の回避を最優先 破堤回避対策の実施が必要
 - ・浸水頻度の軽減 浸水頻度の高い場所には被害の軽減対策が必要
 - ・上下流のバランス 上流部の狭窄部を開削するのは避けるべきだが、下流部の流下能力や破堤対策を考慮した上で、トンネル等の対策は考えられる。
- ・壊滅的な被害の防止を優先するために、破堤回避対策（堤防強化）の実施が必要となるが、完成までには膨大な時間とコストがかかる。一方で、越水による浸水被害の頻度の高い地域では、浸水の軽減対策も実施していく必要がある。

破堤被害と越水被害の比較（木津川上流部 上野盆地）

昭和28年9月洪水のデータをもとに、上野盆地付近の破堤による被害と、越水による浸水被害の想定を行った結果、次のようになった。

- ・破堤を想定した被害（堤防強化前）の想定は、[浸水面積184ha 最大浸水深 約3.5m 指定水位から浸水発生まで20分間] となった。
- ・越水を想定した被害（堤防強化後 + 遊水地完成）の想定は、[浸水面積170ha 最大浸水深 約3.0m 指定水位から浸水発生まで60分間] となった。

- ・結果として、破堤による被害と越水による被害の差は、[最大浸水深の軽減（3.5m 3.0m）、指定水位から浸水発生までの時間の増加（20分間 60分間）] となった。

2つの考え方：優先すべきは破堤対策か、浸水対策か？

この委員会では、高い堤防が一気に破堤して発生する被害を「壊滅的被害」としてきた。これに対して、河川管理者の中で2つの考え方がある。

- A：上野盆地の浸水被害想定を見る限り、堤防強化後の越水被害も十分に「壊滅的被害」である。よって、堤防強化による壊滅的被害の回避と同列に、浸水被害を軽減する対策（河川改修やダム）も実施していくべきではないか。
- B：下流部において、破堤による「壊滅的被害」を受ける危険性の高いところがたくさんある。まずは下流部の破堤対策を優先すべきではないか。

[河川管理者との意見交換]

「壊滅的被害」とは？

「壊滅的被害」かどうかの判断基準は浸水深なのか、人命なのか、住民が避難できる時間的余裕の有無によるのか。（河川管理者）

「壊滅的被害」をはっきりと定義するのは難しい。人的被害の多少によって「壊滅的」かどうかを区別するのはやめたい。また、浸水深による区別は地上では妥当かもしれないが、地下街のことを考えれば適当とは思えない。やはり、被害額、或いは被害が社会へ及ぼす影響等によって判断されるのではないか。（委員）

被害の原因には都市計画も含めて、堤内地で暮らす人や街の防御の仕方によるものもあり、壊滅的かどうかを考える際には参考とすべき。

「壊滅的被害」を考えるときには、被害からの回復力や復元力も考慮しなければならない。（委員）

破堤による氾濫水のエネルギーや時間的余裕のなさが「壊滅的被害」をもたらす。越水による浸水被害については、避難のための時間的余裕があるため、相応の対策はとれるだろう。（委員）

そもそも、「壊滅的被害」という言葉だけを取り出して考えれば、深い浸水被害が「壊滅的被害」になってしまうのは当然だ。流域委員会で議論してきたことはそうではなく、高い堤防が一気に切れて氾濫水があふれ出し、街を襲って家屋を破壊し、人命を奪ってしまう、そんな被害が「壊滅的被害」ではなかったか。（河川管理者）

治水の理念転換についての共通認識を

流域委員会が掲げている「破堤による壊滅的被害の回避を優先する」という治水理念の転換について、委員、河川管理者、住民が納得のいくまで議論をするべきだ。（河川管理者）

流域委員会での議論の原点は「水害の輪廻」からの脱却だった。これまでの河川整備は、浸水被害が発生する度に堤防を高くし、洪水を河道に封じ込めるということを何度も繰り返してきた。今後も同じことを繰り返すのか。この「水害の輪廻」から脱却するために、破堤回避対策の優先という理念が生まれてきた。これが流域委員会の基本的な考え方だ。(委員)

三川合流の下流部については、超過洪水を防ぐためにスーパー堤防事業が進められてきた。つまり、従来から破堤回避による「壊滅的被害」対策を行ってきたということだ。流域委員会ではそこから一步進んで、時間的・技術的・財政的制約の中で、具体的にどういった手法でどこの区間をどう整備するのかを議論すべきだ。(河川管理者：府県)

反論だが、従来は目標降雨を決めて整備をしてきた。スーパー堤防はそのプラスアルファとして、資産の集中している地域の破堤対策として実施されてきた。これに対して流域委員会では、どの堤防においても破堤による「壊滅的被害」を回避することを基本に、浸水頻度の高い地域については対策を実施するとしている。従来の治水の考え方とは全く違っている。(河川管理者)

従来の河川改修は、下流から上流に向かって整備が行われてきた。しかし、堤防補強を主眼に据えた今後の治水整備は、被害規模を勘案しながら整備を進めていく必要があるだろう。そういった意味においても、治水理念の転換がうたわれている。(委員)

多くの住民は「堤防は切れない」と思っている。だからこそ、堤防直下に家を建て、地下街もつくってきた。しかし実態は、東海豪雨レベルの降雨があれば、複数地点で確実に破堤する。河川管理者はこの事実を公表し、堤防強化を最優先で行う。それと同時に、リスク分散の観点から、土地利用や街づくりを住民とともに協力して行っていく。これが流域委員会の議論だったと思っている。

もちろん、浸水頻度の高い地域を放っておいてよいわけではないが、基本的な考え方として、堤防補強と地域による治水対策の実施が今後の治水対策の大きな流れではないか。その中で今、浸水頻度の高い地域をどう判断するか、流域委員会や行政がぎりぎりのところで悩んでいる状況だと思っている。(河川管理者)

堤防をつくるとしても、たんに従来通りの考え方・工法では環境への配慮が欠けるなど同じ過ちを繰り返すだけだ。越水を考慮した破堤しにくい堤防をぜひ考えて頂きたい。(委員)

下流の破堤対策と上流の浸水対策のバランスについて

「破堤か、越水か」というシンプルな選択については、破堤対策の優先を異論なく支持できる。しかし、これに上下流問題が絡んで「上流の浸水対策か、下流の破堤対策か」という選択になった時、河川管理者の中で意見に違いが生まれてくる。(河川管理者)

破堤と越水では被害が違う。確かにその通りであり、破堤対策の優先にも基本的には異論はない。問題はその後、上流の浸水被害を後回しにして、下流の破堤対策を完遂

するために優先的に下流部に投資するのかどうか、という点にある。(河川管理者)

河川管理者の中で、「上下流のバランス」に関する解釈にズレが生じている。例えば、堤防強化をしたとしても、上野盆地の浸水被害は軽減できない。下流の危険度を鑑みれば、岩倉峡(狭窄部)の開削もできない。上下流ともバランスよく整備するのであれば、ダム等で上野盆地の浸水被害を軽減させる必要があるのではないか。(河川管理者)

これは個人的な意見になるが、下流部の危険度が増すような上流部の治水対策は、下流部で何らかの対応がなされるまでは控えるべきだろう。しかし、上流部の治水対策が下流部に影響を与えないならば、それは投資バランスの問題だろう。従って、下流の破堤対策を行う一方で、上流の浸水対策を実施することもあり得るのではないか。琵琶湖と淀川は上流・下流の関係にあるが、琵琶湖においては下流のために洗堰の全閉全開操作を前提とした対応を行ってきた歴史的な経緯を踏まえ、浸水対策が必要だと思っている。(河川管理者)

滋賀県では、県が管理している河川2200kmのうち1260kmの改修が必要だと考えている。小規模の河川が多いこと、天井川が多いことを考慮すれば、やはり従来からの治水の考え方に従って、河道断面の確保が重要である。治水理念の転換を淀川水系の全域にわたって適用するのであれば、流域委員会は河川ごとの具体的な整備案を考えなければならないのではないか。(河川管理者：府県)

河川管理者間で意見の相違があるのは、理念の転換ではなく、地域の問題としての捉え方ではないか。下流だけを優先して他をやらぬというわけには行かないのは当然である。(委員)

<一般傍聴者との質疑応答>

河川管理者から説明のあった上下流問題は、事務所間の投資額の問題ではないか。事務所間で指標(人数、資産、堤防延長比等)を決めて、配分すればよいのではないかと思う。(一般傍聴者)

「木津川の上流と下流の事務所で言い争っている」といった話ではない。上下流問題も絡んでいるが、破堤対策を優先するのか、浸水対策を優先するのか、根本的な話だと思っている。(河川管理者)

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



説明資料一覧

配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y17-A
資料1 - 1	委員会および他部会の状況（中間とりまとめ以降）	Y17-B
資料1 - 2	淀川水系流域シンポジウム（2002.6.23開催）結果報告	Y17-C
資料1 - 3	今後の流域委員会の進め方について	Y17-D
資料1 - 4	淀川水系の浸水想定区域の指定・公表について：近畿地方整備局提供	Y17-E
資料2 - 1	今後の淀川部会の進め方について	Y17-F
資料2 - 2	7月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について	Y17-G
資料3	木津川筋の治水の考え方（たたき台）：近畿地方整備局提供	Y17-H
資料4	淀川部会による現地対話集会（案）	Y17-I
資料5	流域委員会の運営に関するお知らせ（第13回運営会議より）	Y17-J
参考資料1	淀川部会中間とりまとめ（020514）に関する委員と河川管理者との意見交換の概要	Y17-K
参考資料2 - 1	委員および一般からのご意見	Y17-L
参考資料2 - 2	一般からの中間とりまとめへのご意見	Y17-M

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

第17回淀川部会の資料より抜粋

河川管理者提供資料より

河川管理者より、資料3「木津川筋の治水の考え方（たたき台）」を用いて、治水（壊滅的被害の回避、治水対策の優先順位の考え方等）に関する情報提供が行われました。以下に、資料より主な内容を抜粋して掲載いたします。

中間とりまとめの共通認識

壊滅的被害の防止を最優先する

堤防の破堤は
壊滅的被害につながる

上下流のバランス

木津川筋には狭窄部があり
整備のバランスが必要

浸水頻度の軽減

浸水頻度の高い場所は
対策が必要

木津川筋の外観

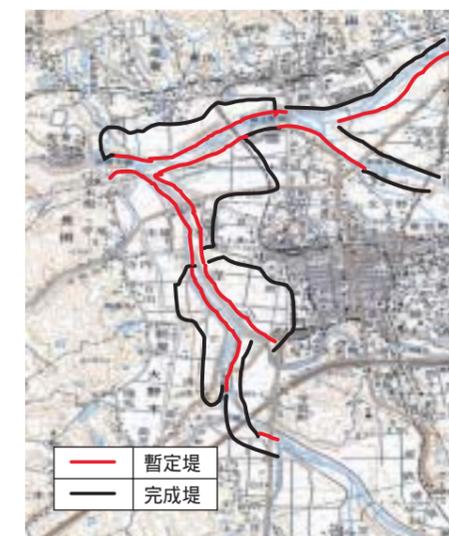


現状の木津川下流部の堤防状況

木津川下流部の堤防の有無



木津川上流 上野地区の堤防



越水・浸透・洗掘破堤が生じる可能性のある区間

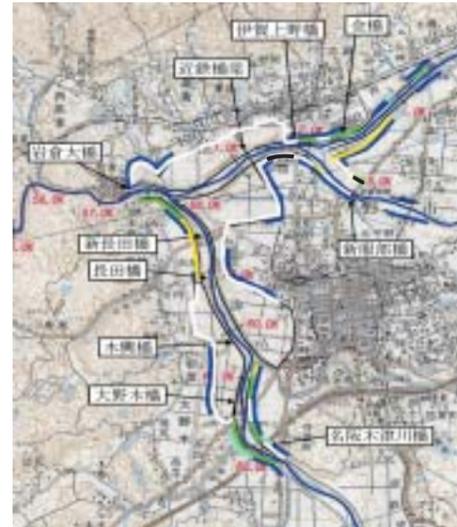
木津川下流部



	1.0倍以下	1.5倍	2.0倍
越水			
浸透・洗掘			

越水・溢水・浸透・洗掘破堤が生じる可能性のある区間

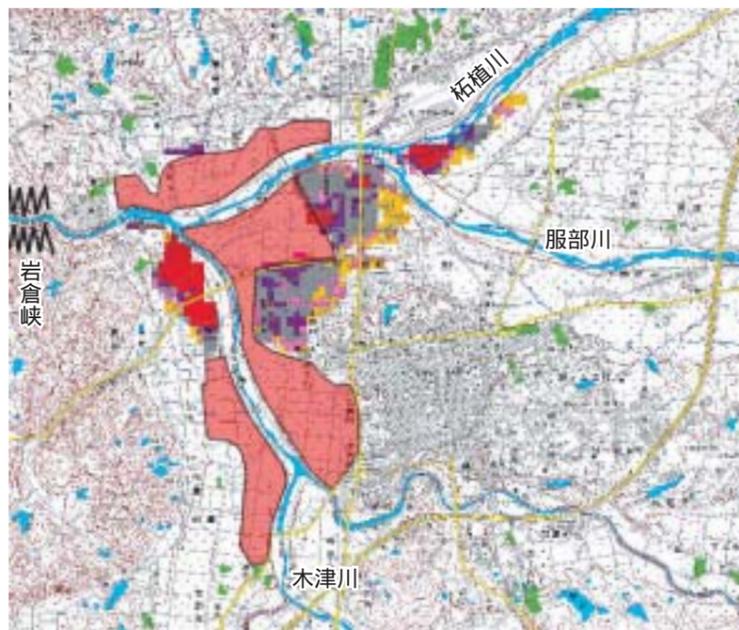
木津川上流部



	0.8倍	1.0倍	1.2倍
越水			
溢水			
浸透・洗掘			

被害の予想(1)

現況1.0倍(堤防強化前で破堤を想定)



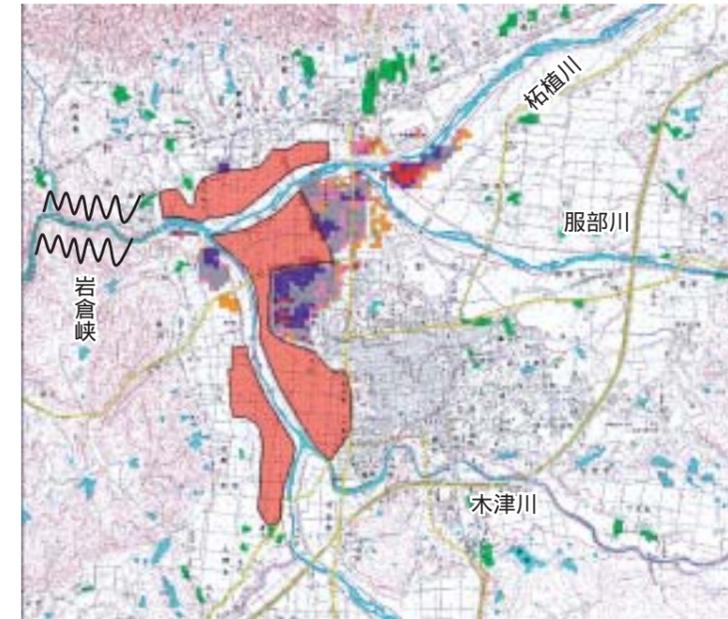
浸水面積(遊水地外)
184ha

平均浸水深
1,680m

凡例	
	遊水池
	~0.5
	~1.0
	~2.0
	~3.0
	3.0~

被害の予想(2)

1.0倍遊水池完成堤防強化(現況堤防高で越水を想定)



浸水面積
約170ha
平均浸水深
約1.3m

凡例	
	遊水池
	~0.5
	~1.0
	~2.0
	~3.0
	3.0~

堤防強化前後の比較

昭和28年9月24日

発生時刻	堤防強化前	堤防強化後
指定水位	13:40	同左
警戒水位	14:50	同左
破堤	15:10	なし
浸水発生	同上	15:50
最大浸水深	20:00 (3.5m)	20:30 (3.0m)
から まで	0:20	1:00

壊滅的被害とは

- ・堤防破堤は壊滅的被害が生じる
- ・たとえ堤防が低くても壊滅的被害が生じる?
- ・浸水深が深い場合は壊滅的被害か?
- ・避難出来る時間的余裕があっても壊滅的被害か?

これまで開催された委員会および部会等について

第17回淀川部会(平成14年7月31日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/22(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)		
		第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)		
		第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)		
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)		
その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)			
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)			
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)					

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3 - 2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.17

2002年9月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。